

平成 27 年度事務事業の評価 1 (案)

1 後期高齢者医療保険料滞納整理事務 (副委員長)

| 行政評価委員会の意見 | |
|------------|---|
| 結論 | 改善のうえ、引き続き評価を継続する。 |
| 理由 | 年金の特別徴収外の被保険者の口座振替への転換など改善努力が認められるが、過年度の滞納金について、不納欠損処理をする基準が不明確であることなどの課題があり、明確な取扱いを検討すべきである。 |
| 指摘事項 | 過年度滞納金について、漫然と時効完成を迎えるケース、地方税法 15 条の 7 第 4 項による滞納処分執行停止後 3 年経過後の債権消滅、第 5 項による即時消滅の措置を活用するケース（地方自治法第 171 条の 7 の免除等を含む）などがあるようであるが、これらについての考え方を整理するべきと思われる。 |

2 生活保護費返還金滞納整理事務（副委員長）

| 行政評価委員会の意見 | |
|------------|---|
| 結論 | 現時点で必要な措置を講じていることが認められるので、評価を終了とする。 |
| 理由 | 保護認定後の就労指導時において、収入申告が不適正な者、年金受給資格があるにもかかわらず失念している者などに対する対応が適切になされており、引き続き取り組みを進めるべきである。 |
| 指摘事項 | 延滞金を免除しているとのことであるが、その法的根拠（債権管理条例？）を確認したい。 |

3 開放学級事業保護者負担金滞納整理事務（ 委員）

| 行政評価委員会の意見 | |
|------------|--|
| 結論 | 「見直しの上で継続とし、今後の方針は手段を改善する」は、妥当である。 |
| 理由 | <p>保護者負担金の納付方法としては納付書による納付か口座振替を実施しており、全体の収納率としては96%程度であるが、現年度に限ると99%程度と高い水準となっている。</p> <p>滞納整理の手段としては督促・催告を行っているが、1月当りの利用料が5,000円程度であること、他の手段の実施による費用対効果を考慮すると、これ以上の手段を実施する必要性は低いと考えられる。</p> <p>ただし、過年度分の債権については収納率が10パーセント台と大幅に落ち込んでいる。事業開始以降不納欠損処理を行ったことは無いとの事であり、継続して督促・催告を行っているようであるが、卒業等により開放学級を利用しなくなると納付意識が希薄になると想定されることから、過年度分の徴収については引続き回収の努力が必要となる。</p> |
| 指摘事項 | <p>高額滞納が発生している場合に、納付相談・電話催告のほかに利用制限等のペナルティを設けることを検討する必要がある。</p> <p>また、今後施設の改修や、法改正に伴い対象児童が増えるためコストの増大が見込まれるとの事であり、そのコストの増大に伴い保護者負担金が増えるようであれば、それに対する周知・回収方法の再検討が必要になると考えられる。</p> |